

調整方針修正案の再提案分(第2回都市環境小委員会 / 3項目中3項目)

別紙2

通番	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	小委員会	専門部会	協定項目分類
	大項目			方針	調整内容					
	中項目			時期						
	小項目	方針								
細項目	時期									
1	08 建設	統合 (一本化)	1 釧路市が設置している市営住宅運営審議会を継承するとともに、入居者の選考基準も合わせて釧路市の制度をベースに一本化する。	同左	同左			都市環境	建設	16
	04 公営住宅の状況			合併時						
	01 市町村営住宅									
	04 入居者選考委員会									

↓
再提案

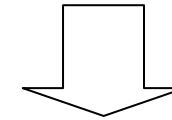
同左	1 釧路市が設置している市営住宅運営審議会を継承するとともに、入居者の選考基準も合わせて釧路市の制度をベースに一本化する。	2の記述を追加	地域バランスを考慮した委員構成について記述すべきとの小委員会の論議による	都市環境	建設	16
同左	2 委員の構成については、4市町の地域バランスを考慮する。					

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	小委員会	専門部会	協定項目分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目											時期
	細項目											
2	09 都市計画 03 公園・緑化の状況 01 公園 02 都市公園の維持管理	統合(一本化) 経過措置 3年程度	1 6市町村においては、都市公園法に基づいて、条例等を定めている。 2 都市公園の維持管理について、現在、各自治体の実情に合わせた体制がとられていることから、合併時に一本化は難しい。合併後、現行の管理委託先の状況を見て一本化を図る。 <各自治体の維持管理の実態> 釧路市…(財)緑化協会に委託。 阿寒町…街区公園等小規模なものは、町内会等に応分の負担を支払い維持管理をお願いしている。また、大規模なものは民間へ委託している。 白糠町…街区公園等については、町内会等に維持管理をお願いしている。 音別町…条例で定めている公園は1箇所、振興公社に全面委託している。 鶴居村…維持管理については、9割方振興公社に委託している。	同左 同左	1 都市公園の維持管理について、現在、各自治体の実情に合わせた体制がとられていることから、合併時に一本化は難しい。合併後、現行の管理委託先の状況を見て一本化を図る。 <各自治体の維持管理の実態> 釧路市…(財)緑化協会に委託。 阿寒町…町が設置した公園を対象とし民間委託をしている。 白糠町…街区公園等については、町内会等に維持管理をお願いしている。 音別町…条例で定めている公園は1箇所、振興公社に全面委託している。	1の記述を削除し、「2」を「1」に修正 <各自治体の維持管理の実態>の記述中、釧路町と鶴居村に関する記述を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	都市環境	都市計画	25-17		

↓
再提案

同左	1 都市公園の維持管理について、現在、各自治体の実情に合わせた体制がとられていることから、 合併後3年程度の経過措置を設け、現行の管理委託先の状況を見て検討する。 <各自治体の維持管理の実態> 釧路市…(財)緑化協会に委託。 阿寒町…町が設置した公園を対象とし民間委託をしている。 白糠町…街区公園等については、町内会等に維持管理をお願いしている。 音別町…条例で定めている公園は1箇所、振興公社に全面委託している。	1の記述を削除し、「2」を「1」に修正 修正後の1の記述を修正 <各自治体の維持管理の実態>の記述中、釧路町と鶴居村に関する記述を削除 2の記述を追加	については、釧路町・鶴居村離脱による については、「 公園の維持管理委託の一本化の方向性を検討すべき 」との 小委員会の論議を受け、09-03-02-01「街路樹の維持管理」と同様の記述に統一 については、「 市町が独自制定している公園条例の一本化の方向性を検討すべき 」との 小委員会の論議による	都市環境	都市計画	25-17
同左	2 公園施設管理条例については、釧路市の村田公園や白糠町のバシクルなど各市町類似の条例があることから今後統一することとする。					

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	小委員会	専門部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目											時期
	細項目											
3	10	下水道	統合 (一本化) 合併時	1 釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ (1)下水道の整備計画や進捗状況、経営内容の積極的な公開、経営のあり方や使用料について、専門家や幅広い住民からの意見の聴取、使用料改定の算定根拠の情報開示など行政の説明責任があることから、審議会を設置する。 (2)地域の意見を反映させるため、地域のバランスに配慮した委員構成とする。	同左	1 新市においては、下水道、水道事業を合わせてひとつの審議会とし、地域バランスに配慮した委員構成による幅広い利用者意見の反映や積極的な情報公開の推進に努める。	調整内容の記述 を修正	新市下水道組織の母体となる釧路市の機構が見直され、平成16年度から下水道事業と水道事業が統合したため	都市環境	上下水道	16	
	01	下水道の状況			同左							
	03	管理運営			同左							
	08	下水道審議会			同左							



再提案

同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左